

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

#### 奈良県規則第六十七号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則を廃止する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成十二年三月奈良県規則第五十八号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。